

たばこ塩事業室所管法令等に基づく申請等の手続における旧氏使用について

令和8年3月31日

たばこ塩事業室が所管する法律及びこれらの法律に基づく政省令等の規定（他の省庁等が主管する又は主体となる規定を除きます。）に基づく申請、届出、通知等における旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいいます。）の使用について、下記のとおりとします。

- 1 申請者等が、申請、届出、通知等を行おうとする際に、旧氏使用を希望する場合は、旧氏を単記（※1）又は併記（※2）することができます。

（※1）旧氏の単記とは、申請者等の氏名欄において、旧氏のみを記載することをいいます。

（※2）旧氏の併記とは、申請者等の氏名欄において、戸籍の氏に加えて括弧書き等で旧氏を記載することをいいます。

（例）財務太郎が理財太郎に氏を変更した場合：理財（財務）太郎

- 2 上記1による手続において、本人確認等のため氏名を証明する書類の提出等が求められている場合は、旧氏を記載した住民票の写し、個人番号カード等の公的な証明書類の提出等を行ってください。

（以 上）